

コート公認規定

(目 的)

第 1 条 この規程は、ソフトテニスの適正な発展を図るため、財団法人日本ソフトテニス連盟(以下「連盟」という)が行うコート公認について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公認コートの種類)

第 2 条 公認コートの種類は、次のとおりとする。

1. 第 1 種公認コート
2. 第 2 種公認コート

(公認コートの基準)

第 3 条 公認コートの基準は、次のとおりとする。

1. 第 1 種公認コート
 - (1) コート面数が 8 面以上であり、同一敷地内にあること。
 - (2) コートコンディションが優秀であること。
 - (3) ソフトテニス競技規則(以下「規則」という)に定める規格とともに 2, 0 0 0 名以上を収容する観客席を備えていること。
2. 第 2 種公認コート
 - (1) コート面数が 4 面以上 7 面までとし、同一敷地内にあること。
 - (2) コートコンディションが優秀であること。
 - (3) ソフトテニス競技規則(以下「規則」という)に定める規格とともに 1, 0 0 0 名以上を収容する観客席を備えていること。

(コート公認の申請)

第 4 条 コート公認の申請は、そのコートの所有者が当該支部を経由して、申請するものとする。

2. 前項の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - (1) 公認申請書(第 1 号様式)
 - (2) コートの(含、施設)の概要書
 - (3) コートの平面図または設計書
 - (4) 前各号の外、参考となる資料
3. コート公認の申請があった場合は、支部が実地調査のうえ、必ず意見書を添えなければならない。
4. コート公認の申請があった場合は、連盟が必要に応じ実地調査するものとし、それに要する費用(旅費および日当)は、申請者が負担するものとする。

(コート公認料)

第 5 条 コートを公認したときは、連盟は公認証(第 2 号様式)を交付するものとする。

2. 公認証を受ける場合は、次の公認料を収めなければならない。

(1) 第 1 種公認コート

50,000 円 + (コート面数 × 10,000 円)

(2) 第 2 種公認コート

30,000 円 + (コート面数 × 5,000 円)

(公認コートの更新)

第 6 条 公認コートの更新は、認定日より 5 か年とする。

2. 更新にあたっては、次の更新料を納めるものとする。

(1) 第 1 種公認コート

50,000 円 + (コート面数 × 5,000 円)

(2) 第 2 種公認コート

30,000 円 + (コート面数 × 2,500 円)

(コート造成)

第 7 条 コートの造成にあたっては、連盟公認業者を推薦するものとする。

(公認コートの定例調査)

第 8 条 公認コートに対し連盟は適時調査を行い、コートコンディションおよびその他の施設が不良と認められるときは、直ちに適切な処置を講ずるよう命じ、または公認の取消をすることがあるものとする。

付 則 この規程は、昭和 51 年 10 月 17 日から施行する。

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から改訂する。

(第1号様式)

第 種公認コート許可申請書

財団法人日本ソフトテニス連盟殿

年 月 日

申請者名
住 所

財団法人日本ソフトテニス連盟コート公認規程により、第 種公認コートとしてご承認いただきたく別紙参考資料を添付のうえ、申請いたします。

記

- 1.所在地
- 1.名 称
- 1.所有者
- 1.施行年月日
- 1.設計者
- 1.施工者
- 1.設計書
- 1.平面図

(木 札)

第
第
号

財 団 法 人 日 本
種 公 認
ソ フ ト テ ニ ス
コ ー ト
連 盟

(第2号様式)

公 認 証

第 号

場 所
コ ー ト名
竣工年月日

上記調査の結果、第 種公認コートであることを証明いたします。

年 月 日
財団法人 日本ソフトテニス連盟